

平成19年度 第1回洞爺湖町行財政改革審議会会議録

日 時 平成19年12月13日(木)
午後1時30分から
場 所 洞爺湖町役場 第2委員会室

○会議次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 副会長の選任について
- 4 議 題
 - (1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」について
 - (2) 洞爺湖町行政改革実施計画(集中改革プラン)の進行状況について
- 5 その他
- 6 閉 会

○出席委員

田 中 篤之助	塚 本 政 寛	福 島 浩 二
大 宮 實	桑 原 敏	後 藤 年 雄
谷 川 勉	廣 瀬 保 隆	

○欠席委員

橋 本 豊 子

○会議に出席した町職員等

大 西 康 典 武 川 正 人 末 永 弘 幸

1 開会《13：30》

2 会長あいさつ

会長 皆さんこんにちは。

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

前回の審議会の後、11月8日に北嶋副会長が亡くなりまして、町政のため、いろいろとご尽力を願っていたところでもございましたけれども、お亡くなりになりましたこと、非常に残念だと思います。

ご冥福をお祈りいたします。

世の中も進みまして、サミットもあと半年に迫ってしまして、道路整備なども進んでいるところではございますけれども、とにかく世界的なイベントが、いきなりこの小さな町に舞いおりてきまして、どうしていいのかわからないうちにどんどん進んでいるような状況でございます。

この結果がどうなるうとも、これが世界に報道され、世界の人たちが注目しているなかで、開催されるわけでございますので、心配はしていても何とかしなければいけないと。

我々地元の人間にしてみれば、はっきりした認識がとれないというような状況でございます。

いかんせん、前に進んでいかなければならないことだと思います。

町が行財政の問題も、皆さんのお力で答申を出され、それを議会及び行政当局で着々と進んでいるわけですがけれども、その後にサミットが舞い込んできたので、どういう状態になっているか、私も心配はしているんですけども、本日まとめができたということで、皆さんにお集まり願ったわけでございます。

この後、報告等資料の説明がございましてけれども、よろしくご審議をお願い申し上げます。

事務局 本日ですが、橋本委員から欠席の報告いただいております。

また、先ほど会長からお話がありましたが、北嶋副会長がお亡くなりになったということで、審議会委員の構成委員につきまして、1名の欠員ができたということでございます。

条例におきましては、「10名以内で組織する」という規定でございまして、委員の今回の皆さんの任期が来年の3月31日ということで、あと3ヶ月というような状況でございまして、補欠の委員につきましては、残任期間が短いということから、現在委員構成9名で進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは早速、議事の方ですが、議事につきましては会長の進行でよろしくお願ひいたします。

会長 ただいま事務局からも説明がありましたが、北嶋委員の死去に伴い、副会長が空席となっております。

この、選任をしたいと思ひます。どのように選任したらよろしいでしょうか。

委員 事務局の方で何か腹案というか、案がありませんか。

事務局 定めによりまして委員の皆様の互選という定めでございます。事務局としての腹案は用意しておりませんので、よろしくお願ひいたします。

会長 ということで、選任の方法等につきまして、お諮りしたいと思ひます。

委員 委員選任の際に、有識者とか、公募の方とか、公共的団体の方と、ある程度応募者がかなりあったのではないのでしょうか。

それからピックアップしてこのようなメンバーであれば、その人方がいるのではないのでしょうか。

それから選んでもらったらどうでしょうか。

会長 というご意見がありましたけれども。

公募の方は3名おりますけれども。

残任期間があと3ヶ月ですから、短い期間ですけれども、やはり私も会長やって、いつどんなことになるかわからんような状況でございますので。

委員 どうしても10名のメンバーでもってやっていかないといけないというのであれば別ですが、例えば、あとの委員が副会長になって、残った委員がそれでもいいのであれば、それでも構いませんが。

会長が健在であれば、そのまま続行されても結構かと思ひますけれども。

あと1年ぐらいですかね。

会長 あと3ヶ月の残任期間となりますけれども。

委員 それでいったらどうでしょうか。

事務局 行革の審議会条例のなかで第5条ですけれども、「審議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置く」という規定になっておりますので、その選考方

法については、委員の互選よるということになっておりますので、互選によって副会長を選んでいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

会長 やはり条例によって副会長は必要なんだそうです。
先ほどの公募の方からというご意見はいかがでしょうか。

委員 今回、洞爺村ということで、できれば桑原委員にお願いできたらと思うのですが、いかがでしょうか。

会長 委員どうでしょうか。

委員 なったら特にないとは思いますがけれども。

委員 できれば、地域いろいろな面で、公平な意見が出てくると思っています。

委員 前、亡くなられた北嶋さんは洞爺村でしたよね。それでいいんじゃないでしょうか。

会長 よろしいでしょうか。

それでは、副会長に桑原委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

事務局 議題第1号の前に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」について、国の方から情報が出ておりますので、先に綱嶋税務財政課長からご説明をしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

税務財政課長 それでは、私の方から、地方公共団体の財政の健全度といえますか、財政の運営に関する新しい法律が本年6月に制定されております。お手元に一枚もの、両面でなっていると思っておりますが、その関係、概要をご説明申し上げたいと思っております。

まず、法律の内容でございます。

実は地方公共団体の財政の健全度といえますか、それを判断する指標は、従来は赤字比率と、要は単年度の市町村でいう一般会計等のですね、赤字比率によって判断されておりました。

新しい法律では、その判断の指標を4つの比率で判断すると、併せて従来は夕張みたいに破綻した町という、そういうくくりでございましたけれども、この法律ではこの指標に基づいて、市町村の財政が健全なのか、それとも早期に健全化が必要なのか、あともう一点は従来の破綻といえますか、再生が必要な

のかと、そういう3つの区分でですね、判断するというのが、この法律の改正内容でございます。

その財政状況を判断する比率の具体的な内容について、ご説明申し上げたいと思います。

まず、1点目の実質赤字比率につきまして、従来の考え方で、先ほど申し上げました、早期健全化という新たな考え方で基準ができております。

この基準の内容でございますけれども、標準財政規模に応じて市町村の場合、11.25%から15%の範囲で判断をします。

当町の場合は標準財政規模50億未満でございますので、かつこ書きしている、15%以上という基準になります。

一方、再生の基準でございますが、こちらの方は従来どおり20%以上の赤字ができれば再生団体として、破綻団体として指定を受ける。

2点目の関係でございますけれども、連結実質赤字比率。

従来は、単年度の一つの会計だけの赤字比率の判断でございますけれども、この連結というのは、町のすべての会計の赤字部分を加算して判断すると、いう考え方でございます。

早期健全化基準につきましては、標準財政規模の16.25%から20%ということでございまして、当町の場合は20%という基準になります。

財政再生基準につきましては、30%というくくりでございます。

ただし、これは確定してございませぬけれども、20年度の決算からこの新しい法律は適用になるわけでございますけれども、当初3年間は20、21につきましては、5%から10%加算して判断すると。

初年度は、当町の場合はあてはめますと、40%、3年目、平成22年度の決算においては、35%、その後、基準の30%以上で判断するという、そういう内容でございます。

3点目の実質公債費比率でございます。

こちらの方は17年度の決算から、市町村の財政指標として導入されたものでございまして、こちらの方は早期健全化基準につきましては、一律25%以上、財政再生基準につきましては、35%以上という基準となっております。

4点目の将来負担比率でございます。

こちらの方は単年度のことではなくて、将来にわたる部分。

債権、債務、それらを全部集約した形のなかでの、判断でございます。

こちらの方は早期健全化基準だけのくくりでございますが、350%以上という内容となっております。

次のページをお開きいただきたいのですが。

具体的に早期健全化団体、それから再生団体となった場合の対応でございます。

早期健全化となった場合はですね、「財政健全化計画」というものを建てまして、計画が議会の議決を経て、北海道を通して、国へ報告すると、そういう内容でございます。

再生団体につきましては、同じように「再生計画」、議会の議決を経た内容でございます。この計画につきましては、国と協議をし、国の計画の内容は同意を必要と。

この計画に沿ってですね、その後の市町村の運営、経営といいますのが相当この計画に沿った形、端的に言えば市町村の財政運営そのものが国の管理下になると夕張と同じような形になるわけでございます。

そういうような計画が必要だという、新しい法律の内容でございます。

先ほども申し上げましたけれども、この4つの指標につきましては、19年度の決算から議会へ報告し、住民の皆様公表すると、そういう趣旨でございます。財政の健全度を判断するうえでの、先ほどの2つの「早期健全化」、「再生」の適用につきましては、20年度の決算から対象になるという法律の内容でございます。

つづきまして2点目でございます。

公債費適正化計画、昨年、前のこの会議でですね、当町の状況をご報告申し上げますけれども、17年度から、新たな指標としての実質公債費比率、17年度の決算時で28.2%というのが洞爺湖町の状況でございました。

今回、ご報告申し上げますのは、18年度の決算が確定しましたので、新たな3カ年の指標、それから10カ年かけて、国で言われています、18%未満に改善する取り組み、18年度決算が終わった段階での計画、数値が多少変動しておりますので、下の表にしている内容となっております。

先ほどの法律の内容に戻りますけれども、18年度決算を終了した時点で16、17、18の3カ年平均での実質公債費比率28.5%という洞爺湖町の数値でございます。

一番最初の表の下段の方が3カ年平均の数値でございます。

新しい法律では、25%以上が早期健全化が必要な団体としての指定となるわけでございます。現段階での見込みでも20年度の決算時においても、30.7%という3カ年平均の数値が見込まれますので、25%を超える期間、今の見込みでは20年度から23年度、ないしは24年度まで、この新しい法律で「早期健全化」が必要な団体としての指定を受けるという見込みとなっておりますので、その内容についてご理解をいただきたいと思っております。

なお、25%が基準でございます。できればですね繰上償還などを実施して、この早期健全化の指定を受けない対応を検討したわけでございますけれども

も、この3ヵ年平均というのもありますし、20年度の決算時におきましては、18, 19, 20の3ヵ年平均となります。

既に18年度の数值については、確定しております。

試算しますと、単年度で2億5千万円ほど要は、繰上償還しなければですね、3ヵ年平均で、25%未満となるというのはなかなか難しい状況でございます。

単年度で2億5千万円強の繰上償還するためには、今後残っている期間にもありますけれども、単純に5年間、残っているとすれば、総額で10億円以上の繰上償還をしなければならないという状況でございますので、そういう対応は現時点の町の財政状況では困難であると判断してございますので、前にも申し上げているかも知れませんが、18%未満に改善していく取り組みにつきましては、新たな借入れを抑制していくと、そういう取り組みが当町においては、現時点での最良の取り組みでないかと判断しておりますので、その辺も併せてご理解をお願い申し上げたいと思います。

なお、この基準につきましては、先週の金曜日、国から示されまして、土曜日、金曜日の夕刊等に、特に再生が見込まれる、道内の市町村の状況が新聞等で報道されておりますので、その辺、皆さんご覧になっているかなと思いますけれども、当町の状況については以上でございます。

会長 何か質問等あれば、お分かりにならないことなど。

委員 財政再建団体となった場合は非常にいろいろな縛りがでてきて、財政を執行するにあたって、非常に難しい状況になるというのは、ある程度聴いているんですけども、健全化団体ということになると、計画を立てて、ここに書いてあるのは、議会の承認を得て、道、国なりの指導を受けるということなんですけれども、それだけなのでしょうか。

例えば、財政再建団体と同じようにですね、予算から何から国に従わなければならないようなそういう形になるのでしょうか。

税務財政課長 財政健全化計画の詳細の内容について、まだ、具体的に国から示されてございませんけれども、基本的な考え方としては、「再生団体」とならないようにですね、自主的に健全化を図っていくという、そういう考え方の区分だというふうに、国からの周知でございます。

ですから、再生団体と違いまして、計画についてですね、国の管理下といたしますか、市町村の執行に対しての裁量がほとんどなくなるということにはならないというふうに判断しております。

ただし、その健全化の計画がですね、著しく結果として計画とかけ離れている状況下になった場合は、国なり道なりの指導が強められる、そういう認識をしております。

会長 他にありませんか

副会長 実質公債費比率の単年度ごと見込みが、平成27年度まで出ていますけれども、この中には、町の総合計画で決まっているかと思うんですけれども、そこで予定している、前期5年の事業計画とかいろいろな計画の中で、行う事業の起債についての額、どの程度補助金プラス起債を見込むかというような、起債の償還などは、これには盛り込まれているのでしょうか。

それとも、現時点で、平成18年度、平成19年度までに確定した起債だけを通知の中では見ているのでしょうか。

ある程度見込んでいるのでしょうか。

税務財政課長 現在、借入している部分の償還というのも、当然平成18年度までの部分は確定してございますので、それは当然計画に盛り込んでおりますし、平成19年度以降の借入分も、その確定している事業は別ですけれども、見込みの段階です、この計画には一応、盛り込んで推計してございます。

会長 他にはありませんか。

結局はそういうことになりますと、いっぱい、いっぱいの計画を立てているということですね。その数字が載っているということですね。

税務財政課長 一番私たちもですね、心配するのは、計画のたて方なんです、分母たるものが標準財政規模と。

大雑把に言えば、標準的に町に入る町税、それから、地方交付税。

それがベースになって、譲与税等ありますけれど、それが分母になっているんですけれども。

その分母が、18年度の確定値、それが今後同じ金額でなるというもとの計算なものですから、それが増減してしまうと、要は償還額を相当シビアにつかんだとしても、分母の減少とかそうなれば率が予定の率より上がるという要素があるものですから、それが一番心配するのが、税に関しまして、近年はほぼ横ばいの状況、今年個人住民税の税源移譲がありましたので多少はその部分では増加になってはいるんですけれど、総体的には横ばいでございます。

地方交付税に関しましては、今年も大きな見直しをされて、国の予算ベースでは4.5%ぐらい減になっていますし、20年度についても、同じように4%強のですね予算枠からみたら減が、今、概算要求で見込まれていますので、それは市町村のいろいろな算定の中で、それイコールではございませんけれども、一番心配しているのは地方交付税の従来みたいな形でどんどん見直しされていきますと、分母の部分が減るという要素がございますので、こういう計画以上にですね率が上がると、そういう要素が多聞にあるという、一定の基準でこういう計画を国からたてなさいというふうになっておりますので、それが一番心配される内容でございます。

会長 18年度が大になっていて、このままずっと行くとしての計算ですね。

税務財政課長 ですから、今年度の決算時が終わったら、19年度がまたベースになって、いくということなものですから、それによってその率が毎年、同じ償還額を見込んだとしても、増減してしまうと。

そういうことでございます。

会長 他にありませんか。なければ前に進みたいのですが。よろしいでしょうか。

次に洞爺湖町行政改革実施計画、集中改革プランの進行状況についてということで、説明をお願いいたします。

事務局 事前に資料として、配布させていただきました、行財政改革審議会資料、行財政改革の推進状況に基づき説明させていただきます。

この資料につきましては、職員に対する説明資料、それから基本的な方針、考え方をまとめたもので、その中からの抜粋でございますので、中にかかっている言葉自体が回りくどい表現になっていて、事前に配布した段階でなかなかご理解していただけなかったかと思いますが、説明をさせていただきます。

2ページ目をご覧くださいと思います。

2ページ目に書かれております、実施計画、集中改革プランの実行管理整理表ということになっております。

これは、3月に策定しました、行政改革大綱、それを指針としまして、具体的な改革内容をまとめました実施計画を書き足したものでございます。

実施の項目としては、01番から39番までということで、この39項目について、改革を進めていくというものでございます。

この中で何を優先して推進していく必要があるかということから、今、税務財政課長の方から新しい新法についての説明がありましたけれども、平成20年度の決算から基準になりまして、新法の適用を受けるとということから、少し黒く塗ってあります、この部分について集中的に改革を進めていく必要があるということでございます。

柱としては、事務事業の評価制度については、当初実施計画の中では平成20年度に試行ということで、取り組みを20年度からにしておりましたがけれども、新法の成立等がありまして19年度に導入を図っていく必要があるということで、一番に力点を置いたのはこの事務事業評価、4月からこの10月までの間にこの導入を進めていこうということで、改革を進めてまいりました。

それからそれに関連しまして、職員の提案制度、それから洞爺湖町の経営会議の設置、この項目について、重点的に導入を進めてきたものでございます。

その全体的な考え方は3ページをご覧くださいと思いますけれども、行政システムの概念図ということで、これは職員の説明会等でも使ったものですけれ

ども、とにかく限られた行政資源、人、もの、お金、これが限られているので、集中と選択を図っていくよりないと、必要なものに行政資源を投入して、我慢するところは我慢するということから、①から④まで記載がありますが、従来の行政の仕事の進め方はどちらかというと、計画を実施するということの繰り返しで、検証する、評価する、見直しをかけていくという部分がどうしてもなかなかうまくいっていなかったことから、事務事業の評価が再重要項目としての位置づけで進めていく必要があるということで、この概念に基づいて進めていくこととしたものです。

この資料の右側になりますが、行政改革大綱、それからその下には、この審議会でもいろいろとご意見をお伺いした、6つの方針を定めましたので、それに基づいて進めていこうと、それから組織体制としては、行革の推進本部を置きますけれども、行政の意思決定機関をきちっと明確にする必要があるということから、経営会議を設置して進めていこうと、それが予算編成の中の一つのシステムとして組み込んでいこうという考え方です。

4 ページ目は、この重要項目として掲げた行政評価に関する基本的な考え方でございます。

これにつきましては、全国の自治体で多く取り組まれておりますけれども、確定された手法というのではないということでございます。

といいますのは、それぞれの団体が持っている課題に応じたシステムを考える必要があるということで、一般的にはシンクタンクなどを入れてその行政システム全部の事務事業評価を進めていくやり方をしておりますけれども、洞爺湖町の場合については、自分たちの町の弱点である部分というのは、自分たちが一番よく分かっているということから、自分たちでシートの組み立てから何から全部、短い期間でありましたけれども、組み立てて進めていく、という考え方に基づいて作り上げたものです。

5 ページ目ですけれども、これが全体的な今回19年度に試行しましたけれども、そこまでの流れをまとめたものです。

始動期には、導入の目的というものははっきりさせないと、事務量だけが増えていって効果的な評価ができないということから、この始動機には導入の目的を明確にしようと、庁内体制として、やる目的というのがやはり職員全部が同じ認識でないと成果が挙がらないということから、庁内の説明会も全職員を対象として何度も行いました。

それから③としては手法の検討ということで、評価の項目、手法をどうするか、ということ、そして④の試行・導入ということで進めたものです。

6 ページ目なのですが、一般的にはその行政評価という言葉は耳にするかもしれませんが、一般的には政策評価、施策評価、事務事業評価をまとめて行政評価といわれております。

簡単にいいますと、さまざまな町の活動、それぞれの事務事業の目的を明確にして、その活動、事業の成果を具体的に表すことで、目的の妥当性とか有効性とか効率性というのを評価してその事業の優先度を決めていく仕組みとそれを一つの道具にして判断していくというものでございます。

ですので、6 ページの下の方に三角で組み立ててありますけれども、行政の仕事自体は三角形になっておりまして、今回洞爺湖町で取り組みますのは、大きい市あたりでは、その政策とか施策、この部分の評価も併せて行うんですけれども、私どもでは考えましたのはとにかく事務事業について、やっている目的と妥当性等をきしっと見えるような形にしようということで、事務事業に焦点をあてて制度を設計をしました。

それが7 ページ目ですけれども、いろいろな研究をしたんですが、仕組みとしては、いろいろな政策を見るであるとかありますが、7 ページのうち下段に書いてありますように、とにかくコストを一つの目安として判断できるような形、予算編成を何とか行うために見直したい、対象事業の絞り込みを図って、事務事業の改廃までの意思決定を支援する機能ということに主眼を置いたものです。

8 ページ目ですけれども、これは全国的にこの行政評価に取り組んでいる数値が総務省から出ておりまして、職員の説明会などにおいて用いた資料です。

導入済みの町村については、概ね16.3%ですが、北海道につきましては、145 団体中44 団体と約30%がこの導入を図っているという状況です。

それから評価の対象としては、やはり事務事業の部分、具体的に町民の皆さんにサービスをしている業務についての評価が97.8%程、この部分で評価をしているということでございます。

9 ページ目については、この設計をする前段階として、このシステムを進めるにおいて、全国的に問題点も指摘されておりますので、どういう問題があるのかということをもとめたものです。

10 ページに入りまして、洞爺湖町として、どのような評価システムにしていたらいいかという、まとめです。

洞爺湖町としては、事業のフルコストを求めて、とにかく分析、検証できるような形にしようということです。

つづきまして、11 ページにつきましては、この段階でのスケジュールをたてまして、概ね10 月いっぱいこれをまとめようということで計画をしたものです。

事務事業評価を進めるにあたっての規程、訓令ということで、12ページ、13ページは、中身をご覧いただければお分かりかと思いますが、ルールをこのようにして、進めていこうとしたものです。

それから14ページについては、これについては具体的に職員説明会で、実際にシートの書き入れをしていくうえでの説明ですけれども、15ページですけれども、適当にですね、つまんで事業を評価するというやり方はこれからこれをずっと予算の編成と合わせて組み合わせていくということになると根本的にどういう形でやるか、うちが今どういう事務事業を抱えてやっているのかということを確認につかむ必要があるということで、千数百ある事務事業、合併のときに拾い出したものをベースとしまして、各課でそれが一体どういう区分に振り分けられて仕事をしているのかと、いうことを、前段の作業として全課に、仕分けをさせました。

最後に説明させていただきますけれども、もう一枚、配布させていただいておりますが、同じような表紙の総括表、めくっていただきまして1,367という事務事業の総計がでています。

これが、今、洞爺湖町が進めている事務事業が1,367あるということで、それが一体総合計画の中の位置づけで、どこになっているのか。

それから、総合計画に体系化されないものがどのようになっているのか、それから、人的に何かの事務局を行っているのか、予算化されていないけれども、人的に投入している事務事業は何かということで全部振り分けをしました。

もちろんその中には法定受託事務であるとか強制的にやらなければならない事務もあります。

ですが、一番焦点をあてて精査しなければならないのは、政策的に行っている部分。

自治事務の中でも町村が独自に行っている部分。

これについては、大半が町の単独事業ということで、多くの予算が投入されているということがありますので、除々に絞込みをしていって、その中でどれを評価するかということで、実施したものがこれです。

この表で行きますと、政策的に判断が非常に町単独事業や何かが含まれていると思われる事業が530くらいの事務事業がございました。

その中から最終的には今回、試行、完全な段階ではないですけれども、176の事務事業について評価をしたということでございます。

ということで、短い期間でしたけれども、集中的に全庁挙げて事務事業の振り分けをして、実際に評価をすべきものというのは何かということを絞りだしたものです。

16ページは概ね、事務事業の選定をするときに、先進的な市あたりで行っているのは、こういう振り分けでして、「はい」、「いいえ」で、どういうものを対象にして絞り込んでいくのかという、表を参考にして説明したものです。

17ページについてですが、これが今まで従来まで行っていた、シーリングで例えば前年対比10%の予算を削減しようとするようなかたちでやっていたものと、事務事業評価制度の違いをここに説明資料として付けたものです。

これは、17ページの下の方の3と書いてあるところで、対比を作っておりますので見ていただけるとお分かりいただけるかと思えますけれども、いづれにしても、マイナスシーリングで何%で落としていける段階ではないと、いうことで体質的に改善していかないと、到底、財政的にはもたないということから、この制度導入するにあたって、今までのその単なる事務事業の見直しではないということを職員に説明をしながら、導入をしたものでございます。

19ページ目からどういうシートで総括をしたかということに記載していません。

まず、20ページ、21ページをご覧いただきたいのですが、これが事務事業の評価のシートになります。

22ページ目は、これは内訳ということで、この20ページ、21ページの付表になります。

基本的には、20ページ、21ページのシートそれぞれ1つずつ事務事業を書き入れて、一次評価として、事務を所管している課がこれを書き入れる。

2次評価として、副町長をトップとします、行財政改革推進委員会、副町長、部長職、課長職により構成します、推進委員会で二次評価をします。

ということで、評価をするという流れを造りました。

ここで、特に気をつけましたのは、直接経費、人件費ということで、事業費だけを今までは見るという形でしたが、実際それに携わっている私たちが一体、何人、仕事をするのに、人工を要しているのかと、臨時職員、嘱託職員、どれくらいの配置になっているのかというのをそれぞれ課ごとに平均的な給与額を決めて、例えばAという事業ですと正規職員が0.5、この事業を行うのにかかるのであれば、それを掛けて人件費として私たちが携わっている部分についても、人件費として事業費の中で見ていくと。

もちろん退職金についても、引当金としてみていくと。

それから、建物の場合は、減価償却の関係でみていくと、ということで、今まで私たち職員がそれぞれに関わっている部分というのは、どちらかというと経費でみないということだったのですが、今回はこれらを算入して、事業費と併せて経費としてみると、いうつくりになりました。

それから、収入を差し引いて、実際にどれだけのコストがかかっているのかと、いうことにこの票にまとめるようにしました。

それから、特に気をつけましたのは、誰が、何を、いつ、対象というのを明確にして、評価をしていこうというふうになりました。

それから21ページ目におきましては、評価項目として、時代の適合性、有効性、効率性、補完性・公平性ということで、時代性ということでは、この事業は本当に今やらなければならないのかと、有効性という面では、その事務事業が本当に成果をあげているのか、効率性というのは、その事務事業の緊急性と無駄は徹底的に排除されているのか、そして公平性では、行政が本当に自ら行わなければならないのかと、それから、受益と負担のバランスが本当に妥当かというところに視点を置いて、総合評価で事業の場合によっては縮小、廃止これが妥当だと、改善点があれば一番下段にいつまでに何をどのように改善するかということを確認していこうという事で、まとめたものです。

23ページ目ですけれども、これを政策に反映をしていくのかということ、わかりやすく整理してみました。

まずは、全事務事業1,367実施しているということで、それぞれ今回は176事務事業でしたけれども、その事務事業について評価の対象にしようということで、それぞれ所管課で第一次評価を行いました。

それを、行財政改革推進委員会において第二次評価ということで、その評価をして、改革方針案というのを出します。

その中から、経営会議に諮ると、町長、副町長、教育長及び部長職で構成する経営会議のほうに、今回は62件ほど、選定をして、諮ったということです。

現在、改革改善方針案というのを、行革推進室でまとめている最中です。

この後の流れとしては、当然、住民サービスに影響するものについては、パブリックコメント等を得る、それからこの審議会に諮問等させていただく、というようなことで改革を具体的に進めていくと、これは平成20年度の予算に反映するスピードでいかないと、間に合わないということで、今、早急に進めているということです。

それから24ページ目ですけれども、これは前回の審議会でも、非常に効果が期待できるということ、皆さんからご意見をいただきました、職員の提案制度です。

これにつきましても、当然事務事業評価はしますけれども、実際に事務事業を行っている私たちが、一番その内容については分かっているということで、とにかくこれから劇的な好転によって行政資源が飛躍的に増加するということは、到底考えられないということから、この現状を打開するためには、町の戦

略本部である、役場組織が統一された意識を持って、不断に改革を進めることが強く求められているということから、役場組織自身が自己活性能力を最大限に発揮して自ら変えていくより道はないということで、職員説明会を何度も行って導入をしたものです。

構築等の内容については、ご覧をいただければおわかりいただけると思います。

26ページ目で、洞爺湖町に合った制度は何かということで、制度設計をしたものです。

結果的には、自由提案と募集提案という2つの提案を受けるということにしました。

27ページ、28ページについては、その中身についてまとめたものです。

これをどうゆう形で政策に反映させるかというのが、29ページ目にまた同じフロー図を作っています。

これも、個人であれ、グループであれ、気がついた本当に簡単なことでもいいから、提案してほしい旨、今、現在も試行で職員から提案を募集しているという段階です。

こういう流れで、一方では事務事業評価で改善をしていくと、もう一方では、職員自ら気がついたこと、小さなことでも改革につなげていく方法を、仕組みを作っていこうというものです。

それが、30ページ、31ページは、訓令、規程となります。

第2条のところで、提案の要件ということで、主にここに書いている、1から6。

これらについて、具体的な提案を募集の設計をしたものです。

32ページ及び33ページについては、これに基づいて、私が作った職員へ対するアプローチです。

職員提案を始めるので、みんなで知恵を出してくれということで、全職員に対して、チラシを閲覧できるようにして、いつでも提案を受けられるかたちとしております。

34ページ、35ページについては、全国で提案を受けている、具体的に職員提案があったものをまとめたもので、提案内容を参考までにまとめて職員のほうにも、硬くならないで、どんなことでもいいので提案してほしいということで参考まで掲載したものです。

この職員提案により出てきたものを形に変えて、より実効性を図っていくにはどうしたらよいか、考えたものが、36ページからです。

これが、職場の行動計画ということで、出てきたものについて、日々、全員が取り組めるかたちでわかりやすく、つくっていったらなということで、まず、

これからいろいろなものが出てくるかもしれませんが、第1回目としては、37ページから39ページまでということで、職員の行動計画を作りました。

この後は、平成17年度決算額から、細かく拾っていますので、最終的にはこの削減目標の数値設定をして、具体的に詰めていくと、期間ごとにどれくらいの成果があがったかということで、作り上げていこうということで、今進めております。

なお、チームマイナス6%の取り組みも行っておりますので、それとも連動しながら、行財政改革とあわせて進めているところでございます。

40ページ目については、経営会議の設置ということで、事務事業評価の仕組みを作ったとしても、その実効性を担保する仕組みとして、あわせてこの会議を設置する必要があるということで、4月から10月までの最重要項目として設置したものでございます。

これについては、41ページにありますように国の方でも今、地方行政に求められていることということで、トップマネジメントの強化ということで、強いリーダーシップをもって、自治体自体を経営していくという観点で進める必要があると、これは自治体破綻の回避ということで、夕張の破綻以降に国の方から示されていることもありまして、当然、私どもとしても、こういう意思決定機関は必要だという認識に立って、設置をしたものです。

42ページ、43ページ、これらについては、現状の政策決定までの反省点も踏まえて、こういうことから経営会議の設置が必要だと、単なる形式的な承認の場とはしないで、論議できる場として、設置をしようということで進めたものです。

45ページは、現状の政策、意思決定の流れで、従来までは、一般的にどこの自治体でもそうですが、部課長会議のような会議よりなかったのですが、今度は、こういう経営会議、行財政改革推進本部、これらが左側に書いているように、事務事業の評価、それから職員提案、こういうものを具体的に形に表していく機関として、会議の中で充分検討して、方針を出していくという一つの流れを創くろうというものです。

46ページは先ほどと同じように、行革の全体的な流れということで、評価制度を軸にして、行革の流れを創っていくというものです。

47ページについては、この経営会議設置の規程でございます。

6条においては、必要に応じ、個別の課題に関して識見を有する者に意見を求めることができるということで、行政内部だけではなくて、必要に応じて外部の専門的な意見が聞ける仕組みにしております。

1ページのほうに戻っていただきまして、今説明したような内容について、ここまでの形を創るのに会議を重ねまして、こういうことで進めて参りました。

10月いっぱいでは何とか収めようと思ったんですけども、事務事業評価について、初めて取り組んだということもございまして、176件の総括を行っているということで、一旦、後ろの方にずれていますけれども、一次評価、二次評価については、176件を終えています。

ですので、その中の20年の予算の方針といいますか、目安となる町の考え方となる改善改革の方針についての、まとめの最中でございます。

この後想定されます、1月の予算の関係の時期までには、方針というのを明確にして、それが予算に反映できるようなかたちで進めていきたいというふうに考えているものでございます。

今日配布した、先ほどの総括が出ている票に戻っていただきたいのですが、176件実施したということですが、実施したものが具体的に何かというのが、「事務事業評価」事業内容一覧ということで、ここには、評価は、今、総括している最中ですので、その対象としたものについて、今日は説明させていただきましても、176件の対象とした事務事業については、こちらに記載したとおりでございます。

事務事業の内容について、簡単な内容になっていますけれども、このものについて、先ほどの評価シートにはめて評価をしているということでございます。

当然、自分たちで考えたシートですので、最初、たくさんの補助金であるとか、新規事業、いろいろとありますので、シートを幾通りも考えたのですが、最初から非常に難しく、ややこやくしてしまうと、後から続いていかないということで、今回は一つのシートで試行という形で行いました。

ですので、今後このシートについては、改良してこれからずっと事務事業の評価というものをもっと精度を上げて進めていきたいということで進めているところでございます。

以上でございます。

会長 大体のところ、お分かりかとおもいますけれども。

ご質問ありましたら。

要するに今までは、うまくいったとか、いかないとかいう評価だったんですけども、今度は数値できちんと表して、その数値を年度、年度、毎年はめていって、うまくいっているのかを判断すると、一つの指針ができあがったよということなんですね。

まだ、今年度のものはまだ終わっていませんので、今年度のこれからはめる一つの目安ですよ。

今、詳しい説明がありましたけれども、その中で質問等があれば。

委員 前回までの事務局からのいろいろな提案とか報告と違って、非常にやらなければならないという、意思が伝わってきたんですけれども、ちょっと話がずれますけれどもね。

この春に、町議会議員選挙がありましたけれども、私の聞いている範囲、少なくとも誰一人として、町財政がこうなんだと、大変なんだとそれを唱って、いる人が一人もいないことに非常に残念極まりなかったですね。

最近の広報には、どこそこに視察に行った。

ここ、あちこちに行ったことは報告されていますけれども、じゃあこの財政がゆるくない時に、例えば長野の人口的にはここに似通っているところで、何を具体的にやっているのか、そういうものを視察して欲しかったんだけど、そういうことを、議員の人方がね、少なくとももう少し真剣に考えていただきたいと、それは最初の余談になりますけれどもね。

だけれども、話戻りますけれども、町自身の考え方がかなり厳しく受け止めているという具合に今、若干思いましたけれども。

いずれにしても、やる時にはイエスかノー、途中半端というものがないんですよ。

それを考えていたら、何もできませんから。

そういうことを踏まえて、やっていきたいというかいこうではありませんか。

会長 他にありませんか。

町というおおきな組織になると、全町民1万人弱が、それをみんなが認識していかないと、財政危機という大きな山をクリアすることができないんじゃないかと思うんですよね。

あんまり足元みてもだめだし、そうかといって天辺ばかりみてもだめだし、その両方をどのように兼ねあわせながら、よじ登っていくかというその手段を考えていくというのが、行政の中かと思うんですけれど、どうも論ずるところは手段ばかり考えて、天辺忘れていたり、天辺のことばかりいって、手段忘れていたりという、そういうちぐはぐなことばかりやっているような気がしてしょうがないんですよ。

だけど、それが、一つの手段はこうやって登っていくんだよという、道筋ですよ、それが出来てくると、町の皆さんもついていくのが楽になるので、皆さんも理解してもらえるようになると思うんですけれども、今までのいろいろな行政を見ていくと、そこの天辺が見えない、ただ、金がない、金がない、これも減らさなければならないと、じゃ何を結果がどんなものが入れるのかといったって楽になるというだけのことで、皆さんが満足しない訳で、それをクリアした挙句にはどういう町のわれわれ町民がどういう恩恵を受けることがで

きるのかという、その目的をきちんとしないというのは一番困るのではないかと思うんですよね。

それに増してや、サミット事業も同様ですけれども、次から、次へと我々が希望するとしないうる関わらず、のしかかってくるのがあるわけですよ、災害も含めてね。

そういうのもやはり考えていかなければならないと。

その方策を、先ほど言われた方々が、さきがけで出してくれて、いくというのが大事かなと思うんですよね。

その方々にお願いしているんですけれども、なかなかそこまでのことを、論じる機会がないみたいなので、観光の町など言われて、今回もサミットが来る、じゃサミットに対してどういう行動をとり、どういう成果がわれわれのところにもふってくるのかといっても、見当もつかないと。

ですから、どんなイベントを受け入れるのも結構でしょうけれども、そのイベントが血となり肉となるということが、分かれば町民もみんな元気になるし、協力しようという気持ちも芯から出てくると思うんですけれども。

この貧乏な町に、こんなに大金使わなければならないというのはほとんどない話だと思うんですよね。

こういうことを考えていくと、事務局の方が一つ、一つ、細かく町の財政、行政を細かく分析して、数字でそれが見えるようにしていくと、これもまた納得しやすい材料になるので、これは、我々の審議会ばかりが見ているじゃなくて、議員さん含めて、町民の方全体がこのことを認識していくことをどうするか考えていかなければならないと思うんですよね。

分析は大事だし、そうかといって、この分析値にあんまりこだわることもいかがと思うし。

やることやらないとその先が開けないんだ、とそこが大事だと思うんですよね。

委員 先ほどの流れをお聞きして、なんとなくわかったような気がするんですが、一つだけ、事務事業評価再編構築機能強化システムということで、予算編成を何とか行うために見直し対象事業の絞込みを図り、こういう組織を作ったというご説明だったんですけれども、

見直しの167の項目を見ると、我々にとって重要な項目が列記されているんですね。

これは、確かに、いろいろと無駄だとかいう形で出て来たんでしょうけれども、この中には、我々の生活に関わったりする部分があるので、この組織の中を見ますと、今の段階では、役場の中だけでの評価という形になっていて、実際にここに携わっている方たち、非常に難しい問題なんだろうけれども、一方的

な評価の方法でなくて、何らかの形でここの中からの意見の吸い上げというのは今後行う意向はあるのでしょうか。

事務局 仕組みを作るときの、運用の7ページのところの予算を何とか行うためにということで、お話をしました。

これは、一つはどういうシートを目安として考えていったらいいというときに、体系的に政策、施策全てが、事務事業の一つを行うことによって目的にしている政策が達成されるというようなつくりになっていないということがあって、どちらかというところ、大きな市あたりで行っている、7ページの囲みの中にある、政策立案機能強化をするという、このシートで行ってもなかなか評価をするのが難しいということで、下段のコストを見ながらということなんです。

もう一つは、これを導入するにあたり、所管課からの方からも当然、話があって、このシートに載せることによって、すべて縮小、廃止、そういうことを対象として行うのかと。

正直にシート作成した所管課だけが、大幅になりはしないかと。

そういう質問はございました。

私たちの方としては、あくまでも「点検票」、「事務事業評価シート」という言い方をしています。

今まで、振り返ることがない、「成果」というのを確認することがなく、どちらかというところ、予算を編成する。

行政としては、予算の投入量によってこれだけのことをやって来たんだと、そういうことではなくて、一度、予算の前に振り返って成果というものをきちっと見る、その点検をする票というのを作る必要があるということで、これに載せた176事務事業の中では、ここには出ておりませんが、当然今の現状を維持、若しくは拡大してこれは実施していくべきではないかという評価でているものもあります。

ですので、この176出てきたものについて、すべてターゲットにして縮小、廃止に向けた評価をしたということではございません。

ここの中ではお示しできませんけれども、当然、この中にはAの評価がついて、これは集中して事業を進めていくべきではないかという評価が出ているものもございますので、そういう意味では、評価制度というのは、縮小、廃止を狙いとした事業をシートに載せて評価するというのではなくて、そういう意味合いです。

それから、外部の評価というのも当然、先進的なところでは、行政の内部で評価したものを、外部の委員会を設けて、そこでも評価をするというようなやり方をしているところもございますので、その仕組みについては、充分検討させていただきたいと思っております。

それと同時に、改革の方針ができれば、当然、この行革の審議会の皆様にも、まとも次第、お示しさせていただきたいと考えております。

ご理解をいただきたいと思います。

委員 事務事業176件、1,367件の全事業の表がありますよね。

この中でですね、事業数は分かるんですが、これに対応するお金といいますか、予算というのか、これは書くわけにはいかないのでしょうか。

事務局 1ページ目の1,367事務事業のおおよその事務事業費でしょうか。

委員 例えばですね、1の新たな定住と交流を生む都市基盤づくり、ありますよね。

総合的、1番から7番まで。

例えば、この横にどのくらいの予算を使っているのかというのが、わかれば非常に分かりやすいと思うんですよね。

ですから、それを付けていただければと思うんですが。

評価をしてでもね、小さいものに対して評価して、労力をかけているのか。

これは、相当大きい予算のものに対して評価、労力かけているのか。一目でわかってくると思うんですよね。

できれば、これにお金を入れられるものであれば、入れていただきたいと思います。

事務局 それについて、検討させてください。

会長 政府の指標ですか、地方の健全化に合わせるとすると、約10億のお金を4年間で捻り出すという、そういう大仕事も待っているわけで。

そういうことが繋がってくると、全くただ文字だけで論じるというより、数値もあわせて、1億、2億、うかないかななどの話も出てきますので、検討をお願いします。

委員 45ページなんですけれども、その「行政運営に関する庁議関係図」なんですけれども、町長、副町長、教育長、部長職、その下に部課長会議などありますけれども、実際にこの行政、財政を立て直していくとなると、ちょっと自分は疑問を持っているのは、係長、主査、あたりまでしっかり理解してもらわないと、1年、2年で直るといふかたちではないと思うんです。

やはり、長い期間かかってある程度、財政を立て直していくということになると、もう少し下までの意見等をしっかり聞いて、実際、原動力となっている、職員の方々の意見を、しっかり吸い込んでいかないと、上からの押しつけのようになりがちになっていって、押し付けではないんでしょうけれども、こうやっていかなければならないものについて、やっぱりもう少し下の職員とも、いろいろと詰めの中に入れていってもらわないとね、今の若い職員はただ上から

の押し付けというのは、嫌うと思うので、中身でもいいからもう少し、若い職員も入れ込んだ、範囲というか、機構図に出来ないものでしょうか。

自分もいろいろ会議も結構行うんですけども、すごく上からの押し付けというのを嫌うんですね、今はね。

そういうことで、できるだけ会議についても若い職員の話も、会議を実施して、もませて、それから先輩たちがまとめていくと、いうふうにしないと、歯車が噛み合わないの、押し付ける時代もありましたが、今、今後おそらく長い時間がかかると思うんですよ。

かえって課長よりも下の職員が主力になっていくのかなと思いますので、その辺、協議をお願いしたいです。

事務局 現在のご意見について、そのとおりで思っております。

そういうことも、進める中で考慮をさせていただいているんですが、試行という始まったなかで、実は、表のなかに補助機関として「各課におく行革担当」ということで、まずは、それぞれのこの行革を進めることをですね、職員にも浸透させようということで、各課に行革担当職員というものを置かせていただきました。

その、行革担当における、役目をやっていただくことということも、お話をして、これを定期的に会議を開催して、その辺の確認等を行っている、また行っていきたいということで進めています。

今、ご意見のありました、効果的な部分というのをこれから研究をさせていただきたいと思います。

委員 こうやって真剣に財政をどうしたらいいのかという、真剣に考えている皆さんと、実際に私たちが住んでいる地区の町民とのギャップがあまりにも、広いというか、町に要求すれば、やってもらえる。

今までそうだったかも知れませんが、自分がやろうとする気持ちがないですよ。

結局は自分方からでている。

具体的にいえば、どこそこの神社に砂利を敷きたいんだと。

それは、いいんだけども、町にやってもらわないでね、最終的には自分方の金が、破綻してしまう訳だから。

やはり交流もあるわけだから、小さな車でもいいから、砂利、たいした費用ではないから、自分方を出し合って、終わったら懇親会でもやってね、その方が長い目ではね交流にも繋がると。

地域の交流にも繋がるし。

それが、なんだかんだ、町にやってもらわなければ、やったことにならないような気持ち。

そういう60代、70代の厳しかった社会を忘れていいのか、どうか知らないけれども、その辺ももっと役所の人と今も大変だという状況がね、実際に、頭の隋までわかってきたような気がするので、さっきの言葉を発したんだけども。

ギャップがありすぎる、物の考えたに。

これだけ財政が大変だということを全然意識していないから。

一人あたり、300万なんなんとするお金が関係ないというような、そんな砂利くらい、みんな小さなトラック持っているんだからね、ぼくらみたい関係ない人でも、こういうことするから寄付を頼むと、いったら出す人もいるだろうし、出さない人もいるだろうけれども、余計に出してあげたいくらいですよ。

けれども、こうやってみんなが真剣にやっているのに、その中でも、砂利を敷いてくれとか、何を言っているんだと。

言ってしまうと、あいつは変わっているやつだからと言われていたようだけれども、やっぱりもうちょっとね、町と住民とのギャップをなくす施策。

これはこうなんだから、頼むよと言わないで、途中半端に濁しちゃうからね、その気になってしまうと思うんですよ。

本当に大変なんだということを意識させないといけない。

例えば、会館で真昼間、電気付けているから、こういうのはだめだよ。

自分の家であれば付けるのかい。

その後、いろいろとありましたけれどもね、僕はじっと我慢していましたけれども、まだそのような考えですからね。

会長 そのことは大事なことだと思いますね。

税金が先か、してくれることが先かの問題だと思いますね。

町行政が何を優先していくかと。

いいところの要素も取り入れていかないと、バランス失うのではないかなと思うんですよ。

このバランスが崩れていること自体が、こういう財政難だとかそういう問題に浮き上がってきていると思うんです。欠点、矛盾点がね。

それをどうやって合わせていくか。

特に私たちの町なんかは率先してやらないと、自滅してしまいますからね、また夕張のようにレットル張られたら困りますよね。

そういうことになってから気がついて遅い訳ですよ。

そこになりたくないのが我々の第一の要望ですからね。

それで結局、苦心して少しでも負債を減らしていこうとする。

今、負債が動きとれなくしているわけですから、この負債さえ何とかクリアしてしまえば、その先は自由となるお金が発生しますから。

そうすれば、町の中もある程度良くなると思うんです。

でも、今の段階では、その負債について、50億という負債がね、のしかかっている。

これをまず先に取りっ飛ばしておきたいというのが第一の山の目標。

その次はそれをどう使っていくのか、浮いてくるんですから。

ですから、今回の指標ができ、それをはめて、これはもう、中で反省の材料としておろして欲しいですけども、これを町民にも見せて、ここまでやっているんだよというのを見せないといけないし、意見も聞くと、最善の方法があれば、それも取り入れる。

委員 去年、4回程審議会開催しましたがね、その中で一番問題となったのは、新町の財政を多少でも改善するためには、いろいろな小さいものをきちんと見直して、やっていきたいと思います、この面について言えば、今説明のあった事務事業なりをきちんと評価をして、成果をきちんと出していきますよと。

それによって新しい予算を付けていって、予算編成の参考にすると、議員さんもよく理解してくれるし、賛成する議員、反対する議員、いても、どのような予算に対しての成果なのかを理解して予算を付けてくれるように、だんだんなってくるわけですから、当然、住民からいろいろな意見があっても、そういうものを根拠に説明をしていただくと。

ということで、これは大変でしょうけれども、今の説明のとおり、重点的にすすめていただければ、ありがたいと思うんですよね。

そのほかですが、今まで一番あったのは2点あると思うんですよね。

一つは、人件費。

これは職員の数が合併したことによって多いわけですよ。

同じような町村の人口規模から見てですね。

これをいかに早く、職員の適正な人員にしていくのかが一つですよ。

そのためには勧奨退職なども合併当初において一生懸命実施して、結構な数の方が退職に応じたと。

ということで、これについては一定の成果があったかと思いますがね。

その中には、きちんと調べてみたら、保健師などの資格を持っている人、辞めたら別の資格を持っている人を雇用しなければならない方も含まれていたりしますからね。

そういう人は有資格者が必要なわけですから、臨時職員で対応する訳にはいなくて、いずれの段階でも有資格者をまた採用しなければならないと。

そういう方を除いて、一般的な多い職員をどういうふうに適正な水準に、

なるべく早く人件費、年間にしたら大きな予算を伴いますから、辞めても退職金は出てきますけれども、それは一時的ですからね、それをいかに進めいくのかが一つ。

それからもう一つは、洞爺湖町が言われているのは、借金の問題ですよ。

起債が多いということですから、それは今の話としたら、30%くらいになるから、どうしても25%まで落とすには、5%落とすということになると、繰上償還しようとしても大変な金額になるということですから、でも、この起債を少なくしていかないことには、洞爺湖町の一番の新聞報道で言われている最大の課題が解決しないということですから、たとえ基金に積んでいるお金がね、そのまま何億のお金を積んでいるままでいいのか、1億でも何千万でも、金利の高い、元利償還の交付税措置のないものについては、いくらかでも繰上償還して、後年度の負担を少しでも軽くして、早く高い起債比率を下げっていく努力が必要だと思うんですよ。

この人件費と起債の繰上償還というのを、今後とも重点的に進めていって頂かないと、いろいろと細かくいろいろな施策を詰めていっても、1億何千万のお金が出るためにはね、事業を辞めなかったら出ないと思うんですよ。

それでなければ住民生活に重大な支障をきたすような結果になってきますからね、ですからそのところを今どのような推移なのかね。

見通しとして、どうなっているのか、あれば教えていただきたいのですが。

税務財政課長 まず公債費の関係でございまして、基本的に政府資金系列の繰上償還というのは、何らかの要因がなければ基本的にはできないということでございます。

ただし、縁故資金、市中から借りている、借り入れ等については、借入先との合意ができれば、これは、繰上償還可能とでございます。

今、国の長期借入金に関しましては、平成19年度から、要は補償金なしで、従来は繰上償還の意思があって、政府資金の高金利の繰上償還については、一定の補償金、要は国も簡易保険だとか年金を財源として長期の借り入れでございまして、金利相当分は国そのもので運用の利息という計画となつてございまして、市町村が一方的に繰上償還するということになれば、金利相当分が国も減収するというので、「補償金」という制度。

例えば7%のものを繰上償還する場合は、半分くらいは繰上償還時に将来利息相当分も含めてだと、繰上償還できますという制度でした。

そういう取扱いでございました。

平成19年度からについては、市町村の財政状況、それから金利の一定率以上のものについては、繰上償還をするのが、協議の中で、可能となりましたので、水道、下水道、7%台、6%台、5%台という、年次で行っていく

訳でございますけれども、水道、下水道の繰上償還について、今年度末までにはもう計画書は出してございますので、具体化する状況でございます。

しいては、直接的に水道もありますし、下水道につきましても、じまかないできないので、要は町税等で補填をしている状況ですから、若干の公債費の低減は図れるのではないかと。

一般会計につきましては、7%、5%について、多少の借り入れの残がございます。

それらにつきましては、20年度から国と協議することとなっておりますので、それらで冒頭申し上げましたように、独自の繰上償還というのは、現状では、先ほど委員さんがおっしゃった、1億でもという考え方もできますけれども、今の町の段階ではですね、手持ちの基金につきましては、起債の繰上償還の観点ではなくて、歳入不足を当面補う、18年度の決算でも、実質的な減債基金、財政調整基金という、要は特定の目的で設置されていない、補てんの目的の基金につきましては、18年度決算で約5億円くらい繰り入れしてございます。

19年度においても、歳入不足が生じて、当初予算で基金の繰入金を計上してございますので、それらに充てたいと、収支がとれる段階までそれらを活用していきたいという考えでおりますので、国の制度的なもの、高金利的なもの。

実質的には借り換えになります。

繰上償還して、安い市中の金融機関から金利分を借入して利息の軽減を図ると、そういう取り組みを当面は考えてございます。

あと、人件費の問題なんですけれども、確かに一つの町になっておりますから、国でいわれております、類似団体という職員数から比べますと、現状でも、人口対比で多い状況には間違いございません。

ただ、洞爺湖町には町立の高等学校、私たちが分析している中では、保育所、町内的にも常設保育所が4箇所ある状況でございます。

その対応している保育士の数は、30名弱、現状でもいるわけでございますので、この1万人の人口比からいいますと、保育所、高等学校の教員と、そういうのが職員数を増加している大きな要因の一つで、それを除きますと、現状で若干類似団体より多いと。

多い中身を分析しますと、1万人の町では、例えば観光振興のセクション。このくらいの町ですと、産業関係に対応するというセクションの中に一部観光部分があるというのが、ごく普通なんでしょうけれども、当町の場合は観光専門に携わるそういうセクションを配置してございますから、そんな要因ですね、類似団体よりは総数で多くなっているのではないかと、それにしても合併時で協議を行っております、退職者の不補充、定年退職前でやめられる職員も

いますので、補充をしない、職員の給料に関しましても、19年度から町独自でですね、削減を実行してございますので、それらも人件費の削減の中に取り組みとしての考え方。

それから19年度においても、勸奨的な考え方ではございませんけれども、退職の希望者を募っている、それも実行してございますので、今後もそういうような形ですね、言われているように人件費、それから公債費という義務的経費を削減していかなければ、収支のバランスを取るのなかなか容易ではないというのは、充分認識してございますので、積極的にその辺も含めて、進めていかなければならないということは、今後、充分検討していかなければならないというふうに考えてございます。

委員 人件費の勸奨制度をですね、ある程度、思い切ってやらないとですね、なかなかこういう時代ですから、定年前に辞めてくれと言ったって、それは簡単に職を失うことになり、次の道を考えている人がいれば、それは転職して何かしようとする人であればいいんでしょうけれども。

そういう人は合併時にたぶん辞めてしまったとすれば、今後、高校は交付税で見られて、それとも不足かもしれませんけれどもね。

それでも多い職員については、勸奨制度もある程度思い切ったものを少しやって早く適正な人員にしようとするれば、そういうことも必要なるんじゃないかという気がするんですけども、わかりました。

会長 人件費の問題はなかなか難しいですよ。

仕事があるのに、人を減らしてしまうと、残った人は大変なんですよ。

残業が増加傾向になりますからね。

まず、仕事量を減らさないでね。

それを合理化して、その上で人を減らすようにしないと、業務が滞っていくことになりますからね。

ですから、そういう兼ね合いをどういうふうにして、一つ、一つの作業を簡素化して、うまく人を回すと。

一般企業は当たり前の話ですけども。

なかなか官庁というのは、法律の枠に縛られますからね。

やはり人件費はそこも兼ね合いながら、人はとにかく減らさないと、町税くわれてしまうという、そういう時代ですからね。

これは一つよろしく願いいたします。

その他にありませんか。

委員 行財政改革のことについて、役場自体が企画をして、年次計画を建てる。

ぼくらは審議会としてそれを聞く。

それを、われわれだけはよく内容を把握できるけれども、一般町民については、全く解らない訳ですよ。

町民がどういうふうにして、啓蒙させることが問題だと思うんだよ。

町民自体は全くこういう内容なんてわからない。

だから行財政改革審議会の話をしても、何のことも聞かれる。

そんなものでね、これは町の財政が破綻するような状態、夕張ののの前になれば、身にしみてよく分かる。

そうすれば町民運動が出て、いろいろな団体が出て、半分は町民が持ちましよう。

あと、半分は町が出してくださいと、というような心内になるけれども、今の状態だと全く考えていないと思いますよ。

だから、こうやっていろいろな書類をきめ細かく書いて、説明を受けていますけれどもね、果たしてこれどのようになるのかな。

町民の方々にこれを配布して、見てもらうのかな。

そんなことは出来ないだろうと。

なれば、町民に対しての啓蒙運動というのは、どんなことするのかなど。

極端な例を言うと、洞爺湖温泉に町政懇談会というのがありますから、出席するんだよ。

そうすると、5名ほどしか集まらないんですよ。

それだけ、町民は関心がない。

自分に火の粉が降りかかったら、我先にと聞くようになるだろうけれどもね。

今はそのようなことを全く考えていないと思いますよ。

会長 町民がいかに無関心でいるかですよ。

満足しているということにはならないんですよ。

どこに不満が噴き出しているのか探らなければならないですよ。

委員 わからないと思っていますよ。

無関心でもなく、関心でもないんですよ。

火の粉を被ったときに感じるのではないのでしょうか。

会長 波状してから、みんなが解ったんでは遅いのでね。

いろいろなサービスが受けられない、負担も増えることになってから、さあどうしてくれるって慌てたってどうもならないのでね。

やはりそこら辺は啓蒙するしかないですよ。

このままだったらそこに行っちゃうよとだからわれわれが努力しているんだよと、みんなも協力してくださいと、言うしかないんですよ。

委員 簡単に言えば、同じことに繋がるかもしれないけれども、一家庭で言えば、給料が10万円、20万円なのに、車は買い替えたいなど、あれもこれ

もね、本当に、先ほどの話ですけれども、60年、70年前の心がどこへ行ってしまったのかね、本当に不思議でならない。

会長 行財政改革の進め方の一つが見えるところにしっかり出しておくというのは、最近はじめて知りました。

どこの学校も保育所が一緒でしたね。

生徒減った学校がすべて保育所として活用されている。

公立の学校に外国人まで入っている。

そして、保育所の隅っこでは保育所の子どもたちが保育士と遊んでいる。

こういうやり方、あるんだと思いましたね。

委員 5年くらい、毎年0.5%でも1%でも借金を減らして、これだけみんなのお陰で出来たんだということで、実際の数値ができればね。

先に町債を発行して、銀行の金利より安くしてみんなから集めたらいいんですよ。

それくらいの考えでね、それにはグラフできちんと示さないかね。

ただ、毎年の数値を並べてもね、だれも町債を発行したってね。

この5年くらいで少しずつでも借金返していったらね、そういうことだって可能だし、一人10万円でもね。

町民にも潤いもあるし楽しみもできると思うんですよ。

行財政改革推進委員も含めて、職員が一丸となって数値を確かなものになくしてはいけない。

確かなものになれば、そういう提案が出たとしたら賛同してくれる人もいるかもしれない。

委員 今まで、町債発行していないんですか。

税務財政課長 起債ですよ。

事業を行って、長期の借り入れは、国ないし金融機関から直接借り入れる。

ゆうなれば、住民債、町民の方から募って出資を求めるというか、そういう形は今まで実施はしてございません。

委員 発行はしていないんですね。町民には

税務財政課長 していません。

委員 それは最近の話ではないですか。

今まで国は認めないから、借金をするには、国から借りるか、国が認めた銀行とかから借りて、全部国が認めなかったら借り入れできなかったから。

今のように市が国が金貸してくれないのであれば、自分が金集めるということで、それもやり方いろいろあるんでしょうけれども。

金融機関と借り入れするのと結果としては同じような形でお金を集めている市があるということですよ。

会長 本日はこれで終了します。ありがとうございました。

終了時刻 15 : 30